

令和4年度帰国者・接触者外来等設備整備費補助金に係るQA

項番	種別	Q.質問	Q.回答
1	共通	対象期間は9月30日までなのか	今回の交付決定の対象は、令和4年4月1日から令和4年9月30日の期間内に着手し、納品が完了する事業となります（厚生労働省は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、当面の対応としては、概ね令和4年9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしています）。
2	共通	交付決定前に購入・整備したものは補助対象となるか。	令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に発注・納入したものであり、交付要項の目的に反しないものであれば補助対象となります。ただし、対象外経費が含まれている場合や、申請額が予算額を超えた場合は満額補助ができない可能性もございますので、予めご了承ください。
3	共通	リースは対象になるか	令和4年4月1日から令和4年9月30日までの経費に限り対象となります。
4	共通	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるか。	交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、県の承認が必要となります。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、県の承認を受けずに廃棄することが可能です。いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。
5	共通	対象経費にあるHEPAフィルター付き空気清浄機や簡易ベッド等は、簡易診察室を設置する場合に限り申請が可能なのか。	補助要項にある5つの対象経費については、それぞれ、単体での申請も可能となっております（「簡易診察室及び付帯する備品」を設置しない場合も申請が可能）
6	共通	対象経費について、交換部品等は補助対象となるか。	整備した設備について、ランニングコストは補助対象外です。
7	共通	見積書等の写しを添付とありますが、全ての設備・備品の写しが必要か。	交付申請金額の確認のため全て必要となります。また、ネット注文の場合など見積書の発行が難しい場合は、カタログや注文画面など、価格が分かるものを添付してください。
8	簡易診察室	簡易診察室及び付帯する備品とは。	簡易診察室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来医療を提供する診察室を指します。
9	簡易診察室	付帯する備品の対象範囲は。	新型コロナウイルス感染症患者等を診察するために必要であって、簡易診察室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。なお、付帯する備品のみ購入は補助対象外です。
10	簡易診察室	設置に係る工事費は補助対象となるか。	恒久的な資産価値を持たないような、簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する臨時の簡易診察室にかかる工事費であれば補助対象となります。※既存施設の改修・増設をした場合の工事費については対象外となります。
11	簡易診察室	簡易診察室を設置するにあたり注意点はありますか。	新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物を3か月を超えて設置する場合は、特定行政庁の許可を受ける必要があります。建築基準法に関する詳細は、別添「新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物について」を参照ください。
12	HEPAフィルター付き空気清浄機	家電コーナーなどにある数万円程度の空気清浄機は、「HEPAフィルター付き空気清浄機」として補助対象となるか	交付要項にあるとおり”HEPAフィルターの付いた”、“陰圧対応可能な”、空気清浄機が補助対象となります。
13	HEPAフィルター付き空気清浄機	設置に係る工事費は補助対象となるか。	陰圧化のための簡易なダクト工事費用のみ 対象経費に含まれます。
14	個人防護具	申請にあたり補助上限数はありますか。	原則、単年度で500人分（1,800,000円）を補助上限とさせていただきます。（変更交付申請時も同様の取り扱いとなります。）
15	個人防護具	セット購入が難しく、グローブ・ガウンなどそれぞれのパーツを各々の個数で購入した場合は、どのように申請すればいいか。	申請に際しては、新型コロナウイルス感染症患者等の診察に携わる医療従事者や患者の人数分として必要な数量を計上してください。また、個人防護具はマスク、ゴーグル、グローブなど様々なものから成り立っており、その消費の度合いも医療機関ごとに異なりますので、各医療機関様において、積算にあたっては考えを整理していただきますようお願いいたします。例えば、100人分に対して、個人防護具が100セット必要であれば、その分を計上してください。100人分に対して、マスク、ゴーグルなどが200セット必要であれば、その分を計上してください。ただし、新型コロナウイルス感染症に対して必要かつ購入可能な見込みがある分だけを申請してください。